

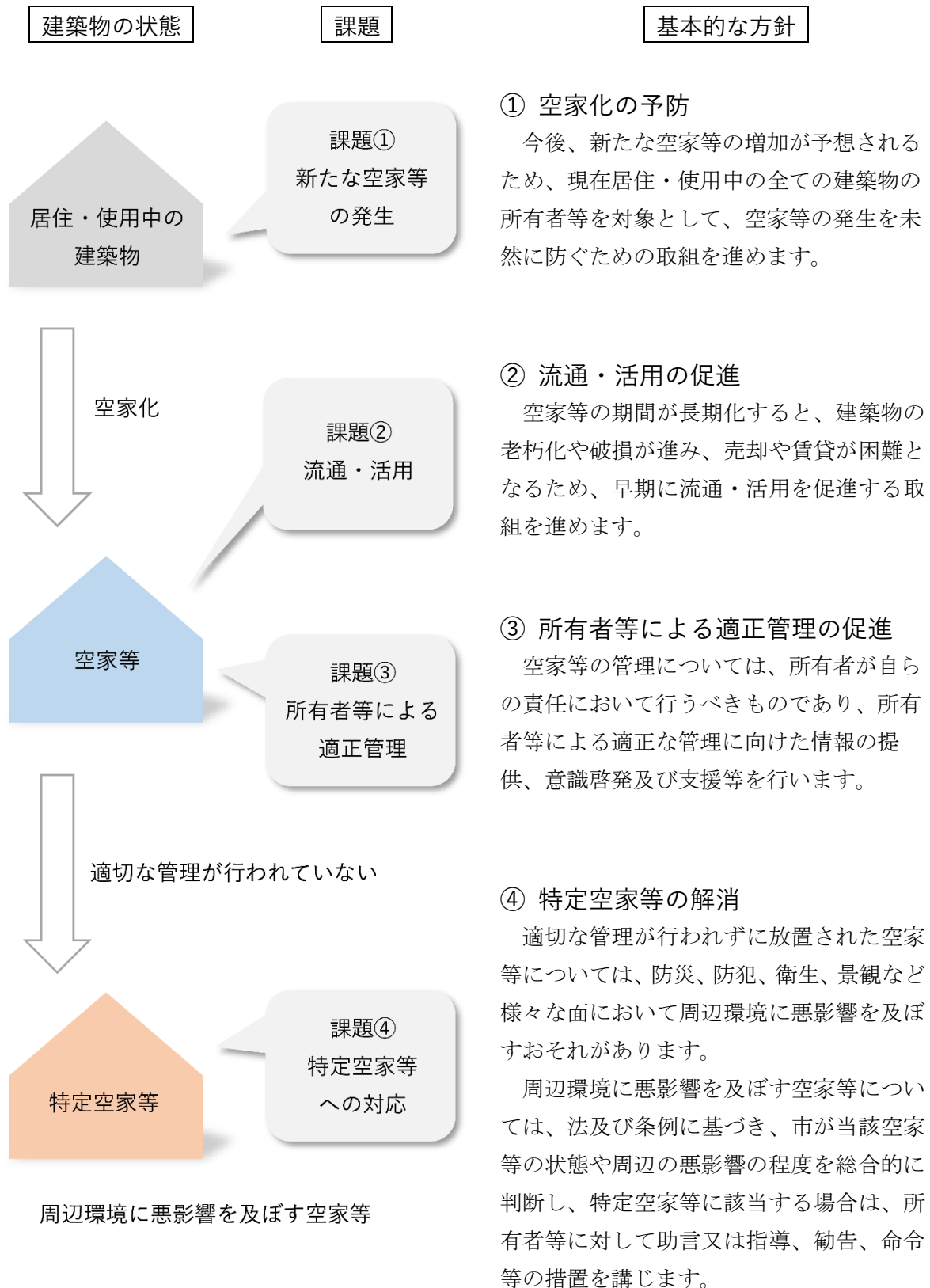
資料 1

令和 5 年度 第 1 回
赤穂市空家等対策協議会

令和 4 年度の空家等対策について

空家等対策の基本的な方針（赤穂市空家等対策計画）

建物の状態に応じた課題に対応するため、4つの基本的な方針に基づき対策を実施します。



基本的な方針① 空家化の予防

1 市民等への情報発信（所管課：都市計画課）

【施策の概要】

空家等対策に係る情報発信を広く行う。

- ・市の支援策等をまとめたパンフレットの作成・配布。
- ・自治会への回覧、市ホームページでの情報発信。

【取組状況】

- ・空家改修の支援制度や空家の適正管理に関するチラシを回覧広報あこうに折込み。

2 相続登記の推進（所管課：都市計画課）

【施策の概要】

相続発生時（死亡届受理時等）に速やかに登記の名義変更を促す文書を配布する等、市民意識の啓発に取り組む。

【取組状況】

- ・法務局の相続登記啓発チラシを市の窓口で配布。

3 空家の発生を抑制するための税制の周知・普及（所管課：都市計画課）

【施策の概要】

(1) 空家等にかかる譲渡所得の特別控除

相続時から3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋（耐震性のない場合は、耐震リフォームをしたものに限る、その敷地を含む。）又は取壊し後の土地を譲渡した場合には、当該家屋又は土地の譲渡所得から3,000万円を控除する特例措置が設けられており、この制度の周知・普及に努める。

※ 令和6年1月1日以降の譲渡については、買主が譲渡の日の属する年の翌年2月15日までに耐震改修工事又は除却工事を実施する場合も適用対象となる。

(2) 低未利用土地にかかる譲渡所得の特別控除

低未利用地の適切な利用・管理を促進するため、一定の要件を満たす譲渡価格が500万円以下の低未利用土地等（空家の土地を含む。）の譲渡をした場合に、長期譲渡所得から100万円を控除するもので、この制度の周知・普及に努める。

※ 令和5年度税制改正により、市街化区域や用途地域設定区域内等における低未利用土地等について譲渡された場合に限り、上限が800万円まで引き上げられた。

【取組状況】

- ・本特例制度について、市のホームページ等により周知を図る。
- ・特例を受けるための確認書の発行件数

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	計
(1) 空家等	1	1	2	0	0	0	0	4
(2) 低未利用地	—	—	—	—	1	7	4	12

2 空家改修の支援（所管課：都市計画課）

(1) 空家活用支援事業補助金

【施策の概要】

- ・目的：空家の活用を図り、定住及び地域活性化を促進する。
- ・対象建築物：一戸建て住宅の空家。
- ・対象経費：空家の機能回復又は設備改善に必要な工事費。
- ・補助区分と補助金額等（R4年度）

補助区分		補助額（最大）
住宅型	一般タイプ	100万円
	若年・子育て世帯タイプ	150万円
	UJIターン世帯タイプ	150万円
	学生シェアハウスタイプ	200万円
事業所型	一般タイプ	150万円
	UJIターンタイプ	225万円
地域交流拠点型		500万円

※ 補助額は対象工事費に応じて定額制。

※ 市街化区域の空家の場合は市からの補助、市街化調整区域の場合は県からの直接補助。

【取組状況】

- ・交付実績

交付件数と金額		H30	R1	R2	R3	R4	計
市・県補助分	交付件数	4	4	2	7	3	20
	金額（千円）	4,921	7,535	3,000	8,500	4,000	27,956
県補助分	交付件数	—	—	2	4	2	8
	金額（千円）	—	—	1,830	5,500	1,000	8,330
計	交付件数	4	4	4	11	5	28
	金額（千円）	4,921	7,535	4,830	14,000	5,000	36,286

メニュー別交付件数		H30	R1	R2	R3	R4	計
住宅型	一般	3	3	1	5	3	15
	若年・子育て世帯	1	1	1	5	1	9
	UJIターン世帯	—	—	—	1	1	2
	学生シェアハウス	—	—	—	—	0	0
事業所型	一般	0	0	2	0	0	2
	UJIターン	—	—	—	—	0	0
地域交流拠点型		0	0	0	0	0	0
計		4	4	4	11	5	28

(2) 古民家再生促進支援事業補助金

【施策の概要】

- ・目的：空家となった古民家を地域資源として再生することにより、既存ストックの有効活用、伝統的木造建築技術の維持及び継承、美しいまちなみ景観の形成及び保全並びに地域の活性化を図る。
- ・対象建築物：築50年以上経過した住宅で、空家であること等の要件を満たすもの。
- ・対象経費：古民家を地域交流施設等又は賃貸住宅として活用するための改修工事費。
- ・補助区分と補助金額等（R4年度）

補助対象経費	補助金の額		
	古民家	歴史的景観形成地区等にある古民家	歴史的建築物
500万円以上 1,000万円未満	250万円	250万円	250万円
1,000万円以上 1,500万円未満	333万円	400万円	400万円
1,500万円以上		500万円	500万円

【取組状況】

交付件数と金額		R1	R2	R3	R4	計
古民家	交付件数	0	1	0	0	1
	金額（万円）	0	333	0	0	333
歴史的景観形成地区等にある古民家	交付件数	0	0	1	0	1
	金額（万円）	0	0	250	0	250
歴史的建築物	交付件数	0	0	1	0	1
	金額（万円）	0	0	500	0	500

R2 交付実績 1件（333万円）

- ・明治34年に建築され、空家となった古民家を貸教室や農産物等を販売する定例市を開催するスペースとして改修。

R3 交付実績 2件（750万円）

- ・明治14年に建築された古民家を飲食店兼住宅として改修。
- ・明治中期に建築された赤穂市都市景観の形成に関する条例に基づく「市街地景観重要建築物」である古民家をイベントスペース、資料館、店舗として改修。

基本的な方針③ 所有者等による適正管理の促進

1 空家等の管理に対する支援策

【施策の概要】

(1) 空家管理代行業務の実施（所管課：都市計画課）

公益社団法人赤穂市シルバー人材センターとの連携による空家等管理代行業務を実施する。

この業務では、シルバー人材センターが所有者等との契約に基づき、空家を定期的に訪問し点検・所有者等への報告を行う。

(2) ふるさと納税による空家管理（所管課：商工課）

ふるさとづくり寄付金の返礼品に、シルバー人材センターによる空家管理業務を加え、市外在住の所有者等による適正管理を推進する。

【取組状況】

- ・空家等の適正管理を促進することを目的に、市とシルバー人材センターが「空家等の適正管理の促進に関する協定書」を平成30年4月に締結し、空家の管理業務を開始。
- ・空家管理業務では、建物に破損等の異常がないか、植木・雑草の状態等を外観目視で確認し、所有者へ写真付の報告書を送付。オプション作業として、植木剪定、草抜き、清掃等を実施。
- ・空家管理業務 実績 0件
- ・空家の植木剪定、草抜き等 実績 15件

シルバー 空き家管理サービス

誰かの空き家の状態が分かる不安に感じませんか？

基本サービス

敷地の外側から、家屋・庭等に問題がないか目視で確認し、写真付の報告書を送付します。

基本サービス料金

作業内容	単位	料金(税込)
空き家の確認等	1回	3,000円

*詳細は裏面をご覧ください

家屋

外壁、外窓、雨樋などの状況を確認

敷地

庭木、雑草、不法投棄などの状況を確認

その他

敷地外周、郵便物などの状況を確認

希望によりオプション作業を実施

お客様のご希望により、植木剪定、除草、伐採、清掃、小修繕などの作業を実施します。

●オプション料金は裏面をご覧ください。お見積りは無料です。

●植木剪定は時期によって、受付できない可能性がございます。

●高所作業や大規模修繕など、対応できない業務があります。

●その他、お気軽にご相談ください。

公益社団法人
赤穂市シルバー人材センター

〒678-0239 赤穂市加東屋敷22番地2
ホームページ: <http://web.city.akohiro.jp/ako-sj/>

TEL : 0791-43-7200
FAX : 0791-43-4687

基本サービスの作業内容

- ①目視による破損等の確認
建物の外壁、外窓、雨樋などの状態に異常がないか目視にて現状を確認します。
- ②植木、雑草の状態確認
隣家に迷惑をかけていないか、道路にはみ出していないか等、固定や除草作業の必要性について確認します。
- ③その他
敷地外周、ポスト内の状況を確認します。
ご希望により、郵便物を報告書とともに送付します。
- ④写真撮影
家屋や敷地等の状況を写真撮影します。
- ⑤報告書(チェックシート)の作成送付
報告書を作成し、状況写真とともに送付します。

オプション料金 2023.4.1現在

作業内容	単位	料金(税込)
植木剪定	庭木等の剪定 1人1時間	1,525円～
草抜き	草抜き作業 1人1時間	991円～
機械草刈	草刈機による草刈 1人1時間	1,576円～
清掃	庭の清掃等 1人1時間	976円～
小修繕	大工、左官、塗装等 1人1時間	1,409円～

*別途事務手数料10%が加算されます。
※作業により材料費、処分費、機械使用料等の費用が発生致します。
※注に原しましては、ご希望があればお見積りを致します。
※事務手数料は変更になる場合がございます。

公益社団法人
赤穂市シルバー人材センター

〒678-0239 赤穂市加東屋敷22番地2
ホームページ: <http://web.city.akohiro.jp/ako-sj/>

TEL : 0791-43-7200
FAX : 0791-43-4687

その他、お気軽にご相談ください。

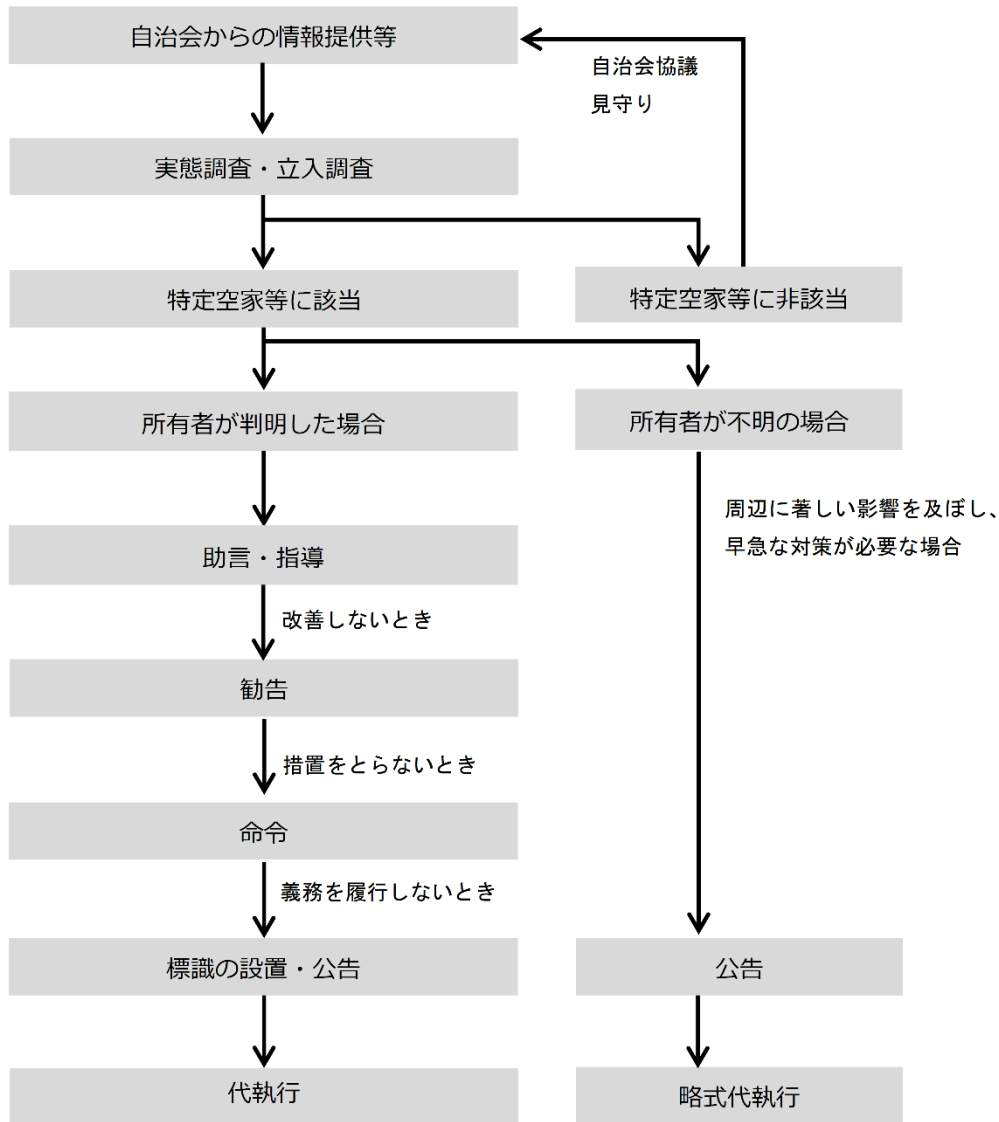
基本的な方針④ 特定空家等の解消

1 特定空家等に対する措置（所管課：都市計画課）

【施策の概要】

法及び条例に基づき、実態調査や立入調査、空家等の状態に応じて所有者等に対し、注意喚起や指導、勧告、命令等を行います。

赤穂市空家等の適正管理に関する条例 フロー

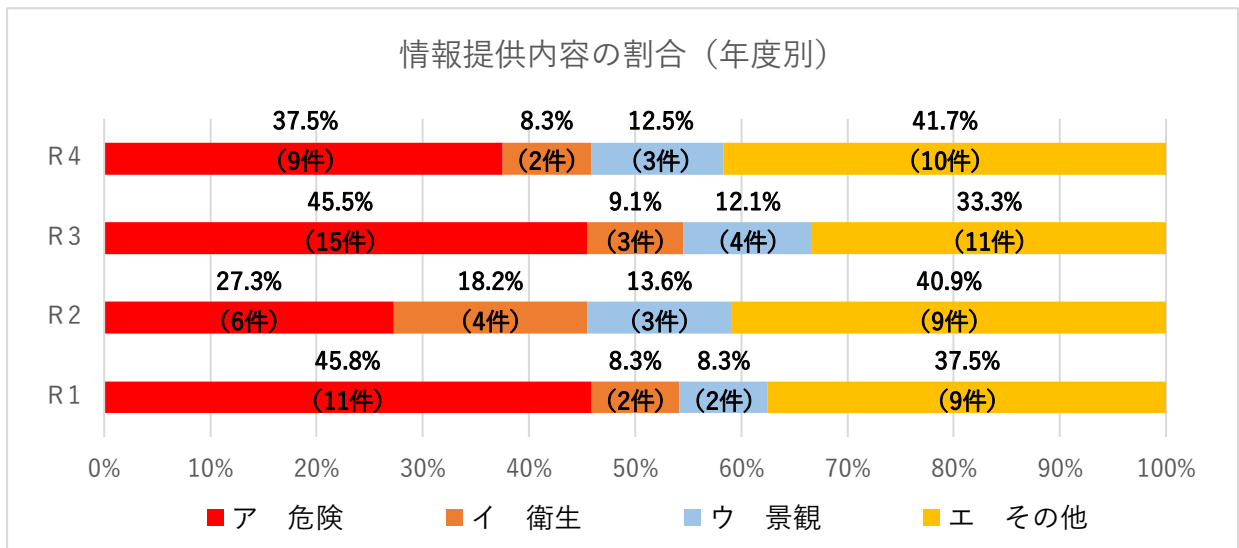
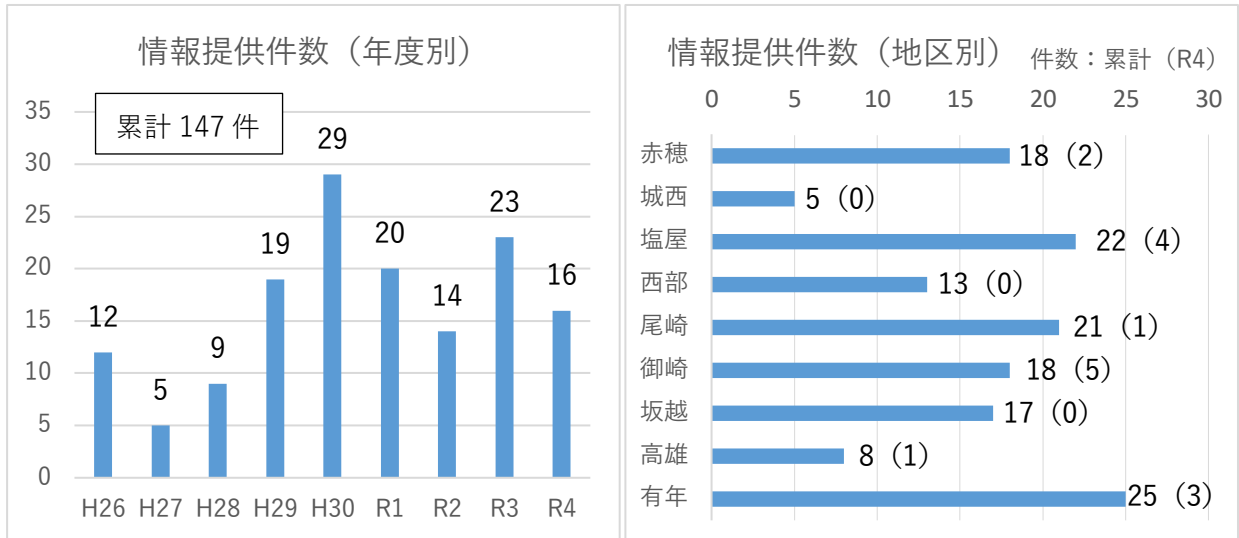


※ 特定空家等とは、次のいずれかに該当する空家等をいいます。

- ア そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- イ そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ウ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- エ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

【取組状況】

・自治会からの情報提供（R5.3.31 時点）



※ 情報提供内容について、一つの空家が複数の状態に該当するものとして情報提供することが可能であるため、「情報提供件数」と一致しない。

・令和4年度 特定空家等認定状況

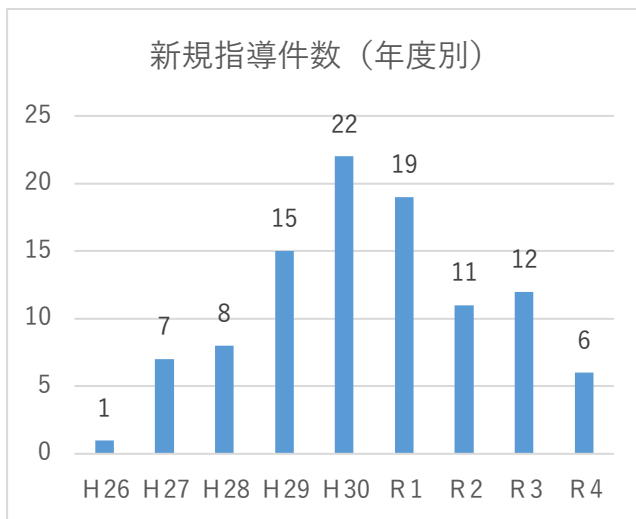
単位：件

空家等調査会	審査 件数	特定空家等 認定件数	特定空家等の状態				見守り
			ア危険	イ衛生	ウ景観	エその他	
第33回(7/20)	2	2	2	0	0	1	0
第34回(2/6)	4	4	3	0	0	1	0
計	6	6	5	0	0	2	0

※ 「特定空家等の状態」の件数は、一つの空家等が複数の状態に該当することがあるため、「特定空家等認定件数」と一致しない。

・指導件数等

R5.3.31 時点



自治会からの情報提供件数	147 件
調査中	8 件
対応不要件数	25 件
管理依頼中	7 件
要対応件数（※1）	107 件
解決済件数	63 件
解決済の割合（※2）	58.9%
未解決件数	44 件

※1 「要対応件数」は、旧条例に基づく「管理不全な空家等」及び改正条例に基づく「特定空家等」と認定した空家等の件数。

※2 「解決済の割合」は、「要対応件数」のうち「解決済件数」の割合を示す。

2 除却の支援（危険空家等除却費補助金）

【施策の概要】

市の助言又は指導に従い、当該空家等を解体・撤去をしようとする者に対し、解体・撤去の費用の一部を補助し、危険空家の除却の促進に努める。

【取組状況】

・交付実績

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	計
交付件数	0	2	7	5	6	9	8	2	4	43
金額（千円）	0	1,574	7,413	6,002	5,699	7,572	5,690	2,000	3,605	39,555

※ H26～29年度は、補助率2/3、補助上限額1,332千円。

※ H30年度以降は、補助率1/2、補助上限額1,000千円。

